外国人雇用

# 外国人雇用のルールを、自社で点検する

指針の改正、
ハローワークへの届出、日々の確認

外国人社員を雇う会社の人事・総務の方へ

## この資料で分かること

1 指針の改正が、いつから当てはまるか

2 ハローワークへの届出の期限

3 自社で確かめる雇用管理の項目

2026年10月2日 確認

# 指針の改正は3回。2回目までは適用済みです

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2026年6月14日 | 待遇差の指針、<br>日本語学習の支援 |
| 2 | 2026年10月1日 | パート・有期の<br>雇入れ時の明示 |
| 3 | 2027年4月1日 | 育成就労の決まり |

**6月14日の分に、読取アプリの活用も入ります。**

不法就労助長の罰則は、2027年4月1日から5年以下・500万円以下に。

# パート・有期で雇うとき、書面で知らせる事項が増えました

| 項目 | 内容 |
| --- | --- |
| 始まった日 | 2026年10月1日 |
| 対象 | パート・有期で雇い入れる人 |
| 知らせること | 待遇の違いの説明を求められる |
| 知らせ方 | 労働条件を明示する書面など |

**外国人にも、日本人と同じく当てはまります。**

# 雇入れと離職は、すべての事業主が届け出ます

| 雇用保険 | 雇ったとき | 辞めたとき |
| --- | --- | --- |
| 入る人 | 翌月10日まで | 翌日から10日以内 |
| 入らない人 | 翌月末日まで | 翌月末日まで |

届け出ない、うその届出は、30万円以下の罰金です。

在留カードの写しの添付は要りません。

# 2027年4月1日から、
# 届出で分野の確認が不要になります

| 項目 | 2027年4月1日から |
|---|---|
| 特定技能 | 分野の確認が要らなくなる |
| 特定活動 | 指定の活動の確認が<br>要らなくなる |
| 雇用保険に<br>入らない人 | 届出書が新しい様式になる |

**届出で不要になっても、**
**社内の台帳には**
**分野を残します。**

# 電子申請では、一部の分野を古い名前で選びます

| 届け出る分野 | 画面で選ぶ項目 |
| --- | --- |
| 工業製品製造業 | 旧名称の製造業の項目 |
| 自動車運送業など7分野 | 指示がある場合のみ使用1~5 |

番号は、電子申請の
お知らせの表で確かめます。

旧名称は「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」です。

# 雇用管理の抜けは、この6つで確かめます

- [ ] 雇う前に、在留カードで働ける範囲を確かめた
- [ ] 読取アプリで読み、券面と見比べた
- [ ] 届出の担当と期限を決めた
- [ ] 労働条件を、本人が分かる言葉で説明した
- [ ] 安全衛生の教育を、分かる方法で行った
- [ ] 常時10人以上なら、雇用労務責任者を選んだ

**日本語を学ぶ機会も、あわせて用意します。**

# 抜けた項目を直し、日本語学習と研修の進め方を決めます

## 次にやること

1 雇入れ時に渡す書面を、10月1日の内容に直す

2 届出の担当と、2027年4月1日の様式を確かめる

3 日本語学習と研修の進め方を、相談する

## 出典

厚生労働省：外国人雇用管理指針改正の主なポイント

厚生労働省：外国人雇用状況の届出について

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

# 在留状況と研修の目的から、学習を設計します

## ご相談で分かること

1. いつ、だれに、どの準備が要るか
2. 受講の時間数と、期間の目安
3. 受講の記録と、修了の証明の出し方

## ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 試験の合格や、在留資格の許可を保証するものではありません。
- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784